

(お知らせ)

柏崎刈羽原子力発電所補助ボイラーの定期事業者検査の開始遅延について

平成 17 年 1 月 12 日
東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所の補助ボイラー¹については、平成 15 年 12 月 22 日に経済産業省より平成 17 年 1 月 11 日までにボイラーを停止して定期事業者検査²を実施する旨の承認を得ておりましたが、本日、定期事業者検査を開始しなければならない 1 月 11 日を経過していたことがわかりました。

当該補助ボイラーは、本日午後 6 時 50 分に停止いたしました。

今後、直ちに定期事業者検査を開始するとともに、定期事業者検査開始の遅延原因についての調査ならびに再発防止策を講じることといたします。

以 上

1：補助ボイラー

発電所建屋内の暖房等に使用する蒸気やプラント起動時のタービン軸封部へのシール蒸気を供給するためのボイラーです。

当発電所には、重油を燃料とするものと電気ボイラーがありますが、当該ボイラー（1A）は重油を燃料とするものです。

なお、蒸気を発生させるための水には純水を使用しています。

2：定期事業者検査

電気事業法に基づき事業者が実施する検査です。